

# マイナンバー制度について

## 知っていますか？

最近、ニュースや新聞でマイナンバーという言葉をよく耳にしますよね。マイナンバー制度が導入されることによって私たちにどのようなメリットがあるのでしょうか。



### Q マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などに関係ない番号が割り当てられます。また、マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

### Q どのように受け取るの？

マイナンバーは平成27年10月以降に住民票の住所に簡易書留で届きます。住民票の住所と異なるところにお住まいの人は受け取ることができない可能性がありますので、ご注意ください。また、中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象となります。封筒の中には、必ず

- ① マイナンバーを記載した「通知カード」
  - ② 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
  - ③ 説明書
- の3つが入っています。

### Q 個人番号カードってなに？

個人番号カードは本人確認に利用できる公的な身分証明書です。これは、無料で取得することができます。取得するためには、郵送かオンラインで申請する必要があります。申請を行うことで、平成28年1月以降に本庁税務住民課および総合支所住民課の窓口で受け取ることができます。

個人番号カードは、写真付きの本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの電子申請を行うことができます。また、将来的には、引越しの時に必要な行政機関への各種届出に加えて、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届出がワンストップでできるように検討されています。



個人番号カードイメージ

## マイナンバー制度の流れ

平成27年10月以降  
住民票の住所に通知  
住民票を有する人(外国人を含む)にマイナンバーが通知されます。

平成28年1月  
マイナンバーの利用開始  
税や年金、社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まりです。

平成29年1月  
個人ごとのポータルサイトの運用開始  
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月  
地方公共団体なども含めた情報連携を開始  
情報連携により事務がスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になります。

### Q マイナンバーはいつからどのように利用されるの？

マイナンバーは平成28年1月から利用が開始されます。マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

### Q マイナンバーを導入することで私たちにどのようなメリットがあるの？

マイナンバーは次のような場面で使います。

<p>毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します</p>	<p>厚生年金の裁定請求の際に年金事務所マイナンバーを提示します</p>
<p>証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します</p>	<p>勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します</p>

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

行政手続が、早く、簡単に正確に行えるようになります。

例えば、社会保障の手続や源泉徴収などにマイナンバーを記載することで、確認作業の無駄が削減され、添付書類の省略による簡素化が図られます。また正確な情報に基づく確認により、給付金などの不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。また、その他にもいろいろな場面で使います。

### Q 個人情報漏えいしたり、なりすまし被害にあったりすることは無いの？ また、プライバシーはちゃんと守られるの？

なりすまし防止のため、マイナンバーを収集するときには本人確認が義務付けられており、個人番号カードには、顔写真やパスワードが設定されています。

また、個人情報を守るため、マイナンバーを法律で定められた範囲以外で利用することは禁止されており、違反した場合は厳重な罰則が科せられます。

さらに、マイナンバーの管理にあたっては、安全管理措置などが義務

付けられ、特定個人情報保護委員会と第三者機関が、適切に管理されているかを監視・監督します。

### Q 民間の事業者もマイナンバーを取り扱うの？

事業者の皆さんも、厚生年金や源泉徴収の手続きのため、従業員のマイナンバーを取り扱うので、適切な保管が義務付けられます。

### Q もっと詳しくマイナンバーを知りたい

マイナンバーのホームページ  
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

マイナンバーのコールセンター  
☎0570・20・0178

※平日午前9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

問い合わせ先  
本庁 総務課 情報管理係  
☎0668・86・5720